5．手続等
⑴　担当部局
〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―３　国土交通省航空局予算・管財室契約係　電話03―5253―8111（内線48655）ＦＡＸ03―5253―1656
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
平成30年２月20日から平成30年３月12日まで
場所：⑴に同じ。
⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
平成30年３月13日17：00
場所：⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。
6．その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
5．⑴に同じ。
⑶　契約予定日　平成30年４月１日
⑷　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由
第15条ｂ「排他的権利の保護」
⑸　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5．⑴により参加意思確認書を提出することができるが、その者が競争参加資格確認申請書の提出者として選定された場合であっても、競争参加資格確認申請書を提出するためには、競争参加資格確認申請書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　その他詳細については、公募説明書による。
7．Summary
⑴　Subject matter of contract : Maintenance and operation support service of Radar Data Processing System (RDP)
⑵　Time-limit to express interests : 17 : 00 13 March 2018
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Shinpei Ono, Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 48655)
⑷　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : Kuniharu Ebina, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑸　Expected date of the contract award : 1 April 2018
⑹　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : b “Protection of Exclusive Rights”

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３７８号
岩手県奥州市胆沢区小山字岩ヶ馬場62番地２
債務者　鈴木貴惠子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４０８号
岩手県釜石市甲子町第７地割130番地15
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林智恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第３０号
名古屋市瑞穂区瑞穂通５丁目１番地　医療法人大仁会　高木病院、住民票上の住所名古屋市千種区日岡町３丁目１番地の２　シャルマン日岡102号　（従前の住所）名古屋市千種区仲田１丁目３番11号
債務者　ダイコーメディカルことメディカルニーズこと　長崎惣之助
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１７３号
大阪市都島区中野町２丁目７番11号　グランドールハタダ　602号
債務者　秋田　大介
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７３８号
大阪市城東区古市３丁目８番７―704号、前住所大阪市旭区大宮５丁目６番28号　リバーサイドメゾン大宮　103号
債務者　定　　浩明（旧姓寺中）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平澤　威海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６０号
堺市堺区柳之町東１丁１番７号　ＫＯＫＯレヂデンスＡ701号、前住所千葉県船橋市芝山１丁目39番７―603号
債務者　宮崎弘文こと　韓　　仁燮
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　諭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
横浜市戸塚区品濃町554番地５　ピースフルハウス105号
債務者　亀井都志子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　博丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２号
宮崎県日南市大字楠原22番地　楠原団地第１アパート105号
債務者　松田めぐみ
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　裕康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成３０年（フ）第１０号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田969番地
債務者　榎並加代子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　洋昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原790番地13　ＴｅａＴｒｅｅ302
債務者　是井　隆信
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　吉朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部